同じ日、二人のCO患者他界

長谷さんと柿添さん

信じられなかった突然の死

この十日、まったく同じ日に二人のCO患者が突然世を去った。長谷政人さん（72歳。荒尾市西原一一七）の二人。

長谷さんは、CO中毒症のうえ（62歳。荒尾市桜山町三丁目二四）に、かねてわずらっていたじん肺症まで発症。すでに長い年月にわたって天領町の三井病院に入院、鋭意加療中だった。

また、柿添さんはかねがねすこぶる壮健で、しばしば三池労組のCO守る会事務局などにたずねてきていたし、はじめ死の報に信ずる者もいなかった。直接の死因はCO患者にガンとともに多い脳血栓で、余りにも突然の死だった。

長谷さんの妻のアサエさんと、柿添さんの妻の正子さんの思いが察せられるが、それぞれ子どもがあるのがさいわいで、裁判闘争もいよいよ重大な段階にいたっていることでもあり、悲しみを怒りにかえ、ともに力強く歩いていかれることを期待しよう。

心から、故人たちの冥福をお祈り申し上げる。

故人たちの葬儀には、とくにCO患者の僚友がかけつけて別れを惜しんだ。

追いつめられている会社

戦線を大きくして勝利を

——小島　肇・弁護士の報告——

総会の日、弁護団を代表し挨拶にたたれた小島先生は、要旨つぎのように報告された。

報告の内容

一一・九裁判は、いま責任の問題、時効の問題をめぐって争われているが、大きな山場を迎えようとしている。

責任の問題は『原因論』であるが、当時三川鉱の坑内に、爆発限界濃度に達する炭じんを堆積させていたかどうかが争点で『政府調査団』の報告や、房村先生（早大教授）の証言もあり被告側（三井鉱山）の立証ができたとは思えない。さらに万全を期すために、荒木忍先生（西日本工業大学教授）を証人として申請することができた。

例の『風化砂岩説』（山田九大教授）が出されたことで、刑事事件としては不起訴になるきっかけとなり、ここで三井鉱山は大きな、きたない手を使った。原告も「果たして勝てるだろうか」という判断のまよいもあり、当時は提訴できなかったのであり、むしろその責任は三井鉱山にある。

『風化砂岩説』は、今ではいえなくなっており、その点では時効などと大きな口はきけない。

また原告が、災害直後から生活要求を出し、交渉を行い、不満ではあるが一定の協定を結び提訴後もそれを継続してきたのは当然であり、時効論は通用しない。

その後、公害訴訟と裁判の前進などがあり、労働災害においても『企業責任』が法の場で問われることになるに及んで、十分に確信が持てる状況のもとで四十八年の提訴となった。

三井鉱山は、これらの『協定』で責任がなくなった、とさらに立証を試みるために、四人の新たな証人を申請したが、これは裁判ひきのばしの策謀であり、これからの奮闘しだいでのりこえることができるものだ。

九・二八裁判では、責任論はすでに上村裁判において、一審で勝利、高裁で和解となり、ほぼ結着がついている。いま吉田先生（曙病院長）の証言で損害の立証を行っている。

こうして三井鉱山は、まさに追いつめられている。山野裁判も、一審判決前に和解案を出してきているが、三井鉱山は十分遺族・被災者の求める補償に耐えうる会社であり、また当然そうしなければならない。

この裁判闘争を勝利させるためには、原告団が全員一致して取り組むことが大切で、戦線を大きくし、あらゆる形の支援体制を強めることが、いま必要だ。弁護団もともに奮闘することを決意している。

本紙前号に本多先生、この号で小島先生と、相次いで弁護団報告をいただきました。私たちもまた勝利をめざして、さらに団結を固めましょう。

内部の強固な団結と より深く広い連帯を

原告団総会で方針きまる

大災害裁判原告団総会であいさつされる足立さん。

総会は、激電も寄せられるなか遺族、被災者、家族の会など団員百三十人（ほかに委任状）の出席のもとに、溝口会長の開会あいさつではじまりました。

議長団に永江、塚本、藤田さんを選出したあと、小川団長から団長あいさつ、組合代表森田組合長のあいさつのち、来賓として出席された共産党代表笠原氏、山野遺族会代表足立さんからそれぞれ激励のあいさつを受け、別項のように弁護団代表の小島先生から、裁判の経過報告を含めたあいさつがありました。

そのあと議事に入り、経過報告、会計監査報告、活動方針、新役員の選出などが行われました。

経過報告では、一一・九裁判のこれまでの足どりと現状。とくに原告側の荒木教授の証人申請の意義、被告会社側の四人の証人申請による裁判引きのばしの問題点など、さらに九・二八裁判での吉田曙院長への反対尋問を中心とする裁判ひきのばし、患者抹殺の意図などが報告されました。

そのあと対政府闘争、対資本闘争について報告があり、こんどの問題として、連帯の強化、内部体制の強化が強調されました。

新しい活動方針では、まず原告団の意義について、「対資本、対政府の闘いでは労働組合が直接交渉する闘争であり、裁判は原告である遺族やCO患者、家族が前面に出る闘いであり、原告団一人ひとりの強固な団結と、闘う労働者、多くの国民との連帯が深められなければならない」、とのべられました。

さらに三つの「原告団の指標」と、具体的なとりくみとして、①対資本、対政府闘争の強化。②裁判闘争の強化。③連帯の強化。④内部体制の強化——などが提起されました。

活動方針の承認のあと、大会宣言が提案され、満場一致で確認されました。

懇談会には、山野遺族会代表の足立さん、福元さんも参加され、山野裁判に対する会社の和解提案に、「突然の和解で大変とまどった。せっかく一生懸命がんばってきたのに、水をさされたような感じです。会社提案の一柱五百万円はあまりにも低額で、大量人殺しをしといて、大量切りくずしではないか、と腹が立って仕方がない」と激しい怒りが表明され、和解をめぐる経過の報告から討論がはじまりました。

連帯の強化を決意

小島先生囲んで懇談

十月四日午後一時、原告団総会終了後、労働福祉会館の講習室で弁護士の小島先生を囲んで懇談会が開かれました。

討論の中で、山野弁護団の一員でもある小島先生より、「和解には大量切りくずしと、こちらの要求を基本的に認めるものと二つある。三井資本は、三池の裁判への影響や鉱業権問題を考慮して、負け判決を避けたいと和解にのぞんできている。和解交渉ではこちらの要求を明らかにし、詰めるだけ詰めて、不満であればけってもよい」と和解の可能性は追及するがさらに会社側の切りくずしにビクともしない原告団の団結と、闘いの強化が必要であることを強調されました。

また、山野裁判が五十三年提訴から三年で、来年はもう「結審」の予定との話しに「三池ももっと早く進行できないのか」との意見に対し、小島先生は「弁護団としては力いっぱいやっているが、工夫しだいではもっと早くできるかもしれない。弁護団でも話し合ってみますが、皆さんも検討してみてください」と、山野のように常時二十名くらいの弁護士を結集できれば、もっと早くできる方法のあることを示唆されました。

また、労働戦線統一、労働運動の右傾化などの動きと、裁判闘争との関係についての質問に、「弁護団としても、真剣に見守っている」と答えられ、全国の労働災害被災者との連帯と闘いの強化が、今こそ重要であることを強調されました。

懇談会は、さらに全国の仲間との連帯を深め、原告団の団結と闘いを強化することを確認して、盛会のうちに終りました。

（この項小川紘志・記）

全国のCO守る会会員の皆さんへ

全国の、CO守る会会員の皆さん、本紙にご投稿を切にお願いします。お手紙でもけっこうです。紙上で交流し合い、連帯を深め、この困難な時機を克服していきましょう。そして、国を、経済を、社会を、職場を変えましょう。

——編集部

たより

ご芳志に仏のよろこびが

兵庫の橋本ひささんから

早速ご返事を、と思いながらついおそくなり、申しわけございませんでした。いつもながら心暖まる御香供を頂きまして、心からお礼申し上げます。ほんとうに有難うございました。早速仏様にお知らせしました。きっときっと、喜んでいることと存じます。

亡夫は、元気な頃はよく、福岡の裁判にも行きました。「勝つまではがんばるぞ」、と張りきって家を出て行く姿が目にうつるのです。裁判勝利の日まで、私も遠くからがんばりますから、皆さんもがんばってください。

ほんとうに有難うございました。

橋本さんは、すでに鬼籍の人となられたCO患者の忍三郎さんの遺族（妻）で、現在「兵庫県川西市清和台東四の三の二、九棟四〇三号。今村武志様方」に元気でお過ごしです。

原告団消息

9月27日　原告団、事務監査。

10月1日　九・二八坑内火災裁判公判。この日から、万田作業所の西田正一さん（CO患者）坑内保線へ配転。

2日　原告団役員会議。この日山野大災害裁判公判。

3日　原告団総会準備。この日、原告団みいけ編集会議。

4日　原告団定期総会。小島弁護士を囲み交流。

またこの日から、田中泰久さん（CO患者）、米の山病院に入院。

7日　坂口よし子さん（遺族）さん、尊父逝去。ご冥福を祈ります。

10日　CO患者の長谷政人さん（じん肺症重なる）と柿添春義さんが同日逝去。心からお悔み申し上げます。

15日　原告団事務局会議。